

島根労働局発表
令和8年5月21日

担当 雇用環境・均等室
室長 越沼綾乃
雇用環境改善・均等推進指導官
安達純
TEL 0852 - 31 - 1161



次世代育成支援対策推進法に基づく『子育てサポート』企業として 株式会社いずもえんを『くるみん』認定！

厚生労働省では、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業を『子育てサポート企業』として、次世代育成支援対策推進法に基づく『くるみん』企業として認定しています。

今般、株式会社いずもえんを『くるみん』認定しました。

島根労働局（局長 なかむらあきひこ 中村昭彦）では、以下のとおり「認定通知書」の交付式を行います。

《くるみん認定企業概要》

株式会社いずもえん

所在地：出雲市西園町3913-1

代表者：代表取締役 稲毛 寧一

業種：医療・福祉

労働者数：14人（女性7人）



《認定通知書交付式》

1 日 時 令和8年6月5日（金）13時30分～

2 会 場 島根労働局 共用第4会議室

（松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階）

島根労働局長より株式会社いずもえんへ認定通知書の交付を行います。

※当日現地での取材が可能です。取材を希望される報道機関の皆様におかれましては、

6月2日（火）15時までに島根労働局雇用環境・均等室の岩谷あてにご連絡ください。

資料1 『くるみん認定』に係る主な取組内容等

資料2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の概要

資料3 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定状況

株式会社いずもえん

『くるみん認定』に係る主な取組内容等

1 企業概要

代表者：代表取締役 稲毛 寧一
 所在地：出雲市西園町3913-1
 業種：医療・福祉
 設立：2016年（平成28年）2月
 労働者数：14人（女性7人）



2 くるみん認定について

認定日：令和8年3月23日 認定回数：くるみん認定（1回目）

3 くるみん認定に係る主な実績

【認定基準3】一般事業主行動計画に定めた目標とその達成状況

計画期間	令和4年3月1日～令和7年2月28日
目標	(1) 妊娠中や産休・育休など育児や介護をする社員のための相談窓口を設置する。 (2) 育児・介護を要因とする離職者を0にする。
目標に対する取組内容	(1) 厚生労働省HP等にある動画および資料を確認し、相談窓口の設置を検討。社会保険労務士による相談窓口に関する研修を受講し、相談窓口を設置。周知用ポスターを作成し、掲示。 (2) 厚生労働省HP等にある動画および資料を確認し、全社員に対し、周知用の育休復帰支援プラン等のポスターを作成し、掲示。毎年、両立支援制度の利用状況や取組の成果を把握。定例会議で状況を報告し、改善点について検討。

【認定基準5・6】計画期間における育児休業取得率（男性10%以上、女性75%以上）

男性の育児休業等取得に関する状況	計画期間において子の看護休暇を取得した男性労働者 1人(300人以下の特例)
女性の育児休業等取得に関する状況	100%（1人）

【認定基準7】育児をする労働者のための短時間勤務制度の実施状況（3歳から小学校就学前の子を育てる労働者が対象）

実施している措置	所定外労働の制限
----------	----------

【認定基準8】計画期間の終了日の属する事業年度における法定時間外労働等

法定時間外・法定休日労働	フルタイム労働者等の平均が各月45時間未満
平均した一月当たりの時間外労働が60時間以上の労働者数	0人

【認定基準9】働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

年次有給休暇の取得の促進のための措置	年次有給休暇の計画的付与制度の導入
--------------------	-------------------

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の概要

【トライくるみん認定】



次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けるためには、9項目の認定基準を全て満たす必要があります。(旧基準の場合は10項目)

【くるみん認定】



次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けるためには、9項目の認定基準を全て満たす必要があります。(旧基準の場合は10項目)

【プラチナくるみん認定】



すでに「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を受けた企業のうち、より高い水準の仕事と子育ての両立支援の取組を行った企業を厚生労働大臣が認定する制度です。認定を受けるためには、11項目の認定基準を全て満たす必要があります。(旧基準の場合は12項目)

【プラス認定】



トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業が一定の要件を満たした場合、「プラス」認定を受けることができます。認定を受けるためには、くるみん等の認定基準を満たした上で、4項目の認定基準を全て満たす必要があります。

厚生労働省HP

「不妊治療と仕事との両立のために」はこちら →

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



「両立支援のひろば」

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び次世代育成支援に関する取組を公表するためのウェブサイトです。

各社の取組状況や両立支援に関する情報を検索できます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



「次世代育成支援対策推進法関係リーフレット」

令和7年4月1日からくるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jisedai.pdf>



次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定状況

資料 3

1 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん等認定状況（中国地方及び全国）

県名	認定		くるみん		プラチナ		単位：件
	くるみん	プラス	くるみん	プラス	くるみん	プラス	
島根県	0	0	23	1	3	1	
鳥取県	0	0	27	2	2	0	
岡山県	0	0	76	3	9	1	
広島県	0	0	106	0	2	0	
山口県	0	0	53	0	8	2	
全 国	7	0	5,695	80	863	106	

（令和8年2月末現在で公表することに了解を得た企業）

2 島根労働局管内認定企業（令和8年3月30日現在）

（1）法第15条の2に基づく「プラチナくるみん」認定企業（3社）

	認定企業名	所在地	業 種	認定年	プラス認定
1	社会医療法人仁寿会	川本町	医療・福祉	2017年	
2	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	2018年	2024年
3	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	松江市	医療・福祉	2025年	

（2）法第13条に基づく「くるみん」認定企業（23社）

	認定企業名	所在地	業 種	認定年	プラス認定
1	株式会社長岡塗装店	松江市	建設業	2007年、2009年、2011年	
2	社会医療法人仁寿会	川本町	医療・福祉	2009年	
3	松江土建株式会社	松江市	建設業	2011年	
4	株式会社テクノプロジェクト	松江市	情報通信業	2012年	
5	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	2012年	
6	国立大学法人島根大学	松江市	教育、学習支援業	2012年、2015年	
7	社会福祉法人島根ライトハウス	松江市	医療・福祉	2013年、2015年、2017年	
8	株式会社島根富士通	出雲市	製造業	2013年	
9	社会福祉法人静和会	出雲市	医療・福祉	2015年	
10	イマックス株式会社	出雲市	建設業	2015年	
11	一畑工業株式会社	松江市	建設業	2015年	
12	フジキコーポレーション株式会社	松江市	卸売業、小売業	2016年	
13	公益社団法人益田市医師会	益田市	医療・福祉	2016年	
14	島根島津株式会社	出雲市	製造業	2016年	
15	アサヒ工業株式会社	松江市	建設業	2017年	
16	株式会社ジェイ・オー・ファーマ	出雲市	製造業	2019年	
17	株式会社ユニコン	松江市	卸売業、小売業	2019年	
18	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	松江市	医療・福祉	2020年	
19	株式会社新興建設コンサルタント	川本町	学術研究、専門・技術サービス業	2025年	
20	株式会社守谷刃物研究所	安来市	製造業	2025年	
21	島根中央信用金庫	出雲市	金融業	2025年	2025年
22	株式会社金見工務店	松江市	建設業	2025年	
23	株式会社いずもえん [New]	出雲市	医療・福祉	2026年	